

平成24年(ラ)第12号 仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 A1~A12 (計10名)

相手方 郡山市

第1準備書面

平成24年8月1日

仙台高等裁判所第二民事部 御中

債務者代理人弁護士 滝 田 三 良 

同 復代理人弁護士 門 脇 真 

同 復代理人弁護士 石 森 雄 一 郎 

同 復代理人弁護士 久 保 田 美 和 

内容

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1 「抗告人の主張の補充」に対する反論..... | 2 |
| 1 「予想される今後の健康被害」について..... | 2 |
| 2 「外部被ばく問題」について | 4 |
| 3 「内部被ばくの問題」について | 6 |
| 4 小結 | 6 |
| 第2 当事者適格について | 6 |
| 1 抗告人A1, A2, A8, A11について | 6 |
| 2 抗告人A3, A6, A7について | 7 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3 小結 | 7 |
| 第3 抗告人らの生命身体に対する具体的危険性について..... | 7 |
| 1 被ばくによる健康影響に関する科学的知見と国際的合意 | 7 |
| 2 郡山市における放射線量、個人積算線量測定結果..... | 8 |
| 3 小結 | 9 |
| 第4 結語..... | 9 |

相手方郡山市は、平成23年5月20日付抗告人準備書面（1）に対して、以下のとおり、反論する。

第1 「抗告人の主張の補充」に対する反論

1 「予想される今後の健康被害」について

（1）「甲状腺『しこりと嚢胞』」について

ア 抗告人は、郡山市よりも一般的に環境放射線量が高い避難区域の市町村民を対象とした福島県の甲状腺検査結果（甲130）等をもって、本件抗告人に、甲状腺の健康被害の具体的危険が迫っている旨を主張する（第3（1）。頁14）。

イ しかし、原告が主張する甲状腺のしこりや嚢胞は、本件原発事故の放射線に起因して生じたものとは考えにくい。

ウ そもそも、福島県が実施している甲状腺検査の目的は、本件事故による健康の影響については、現時点での放射線量等の状況から極めて少ないと考えられるが、今後の長期的な健康調査の基礎とするため、現時点での甲状腺の状況を把握する点にある（甲130。頁1「調査目的」）。

エ この福島県が実施している甲状腺検査のうち、平成23年12月末時点での検査は、福島県内でも特に環境放射線の高い飯館村などの住民を対象としたものであるが、この検査結果は、「これまでの診療から想定された有所見

率を超えるものでない」などとされており、二次検査の対象となるB判定の方の大部分は、以前から存在していた可能性が高いなどとされている（乙34。頁11）。

オ そして、甲130号証の調査結果と、乙34号証の調査結果は大きく異なるものではなく、甲130号証の検査結果により明らかになった結節や囊胞をもって、本件抗告人らについて、甲状腺の健康被害の具体的危険があるとはいえない。

カ 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告

(ア) 国は、本件福島第一原発事故による放射線物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を適切に行っていくために、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出を行う検討の場として、放射線物質対策顧問会議の下に有識者会議として「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設置し、全8回にもわたり会合を重ねた上、報告書を作成し、この報告書の内容を分かりやすくまとめたパンフレットを作成した（乙35、乙36）。

(イ) このワーキンググループの報告書によても、チェルノブイリ原発事故で小児の甲状腺が増加した原因是、放射性ヨウ素に汚染された牛乳の摂取による選択的な甲状腺への内部被ばくによるものとされており、「チェルノブイリ事故における甲状腺被ばくよりも、東電福島第一原発事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発ガンリスクは非常に低い」とまとめられている（乙35。頁6～7）。

キ 小結

以上より、相手方郡山市が、抗告人らに対して郡山市内で学校教育を実施することによる、甲状腺がんの具体的危険が迫っているとはいえない。

(2) 「遺伝的影響の問題」について

ア 抗告人らは、抗告人自身の健康被害のみならず、遺伝的影響により、子孫

の健康被害に対する具体的危険が迫っている旨主張する（準備書面（1）16頁）。

イ しかしながら、放射線によりDNAが損傷し、一定の健康被害が生じうるメカニズムも報告される一方、人の生体には防衛機能も備わっており、特に「線量が低ければDNA損傷の量も少なくなり、さらに修復の正確さと同時に生体防衛機能が十分に機能すると考えられ、発ガンに至るリスクは増加しない」との指摘もあり、現在の郡山市における抗告人らの被ばく量から、どの程度の健康被害が生じるかは具体的に明らかではない（乙35、頁7）。

ウ さらに、後述するが、相手方郡山市が、抗告人らに対して小中学校教育を実施することにより抗告人らが受ける放射線量は、限りなく減少しており、抗告人らの主張する遺伝的影響は具体的な危険とはいえない（第3の2）。

（3）「被爆回避の中で発生した新たな健康被害」について

ア 抗告人らは、相手方郡山市が疎開措置をとらないことにより、子どもたちの健康状態が損なわれている旨主張するが、具体的な健康被害は明らかにされていない（準備書面（1）16頁）。

イ また、健康被害としてストレスを考慮するのであれば、疎開によっても、児童生徒に新たなストレスを生じさせることになることも十分考慮すべきであり、抗告人らが求める他の地域での教育が、唯一の抜本的解決であるとはいえない（乙27の2。頁19参照）。

2 「外部被ばく問題」について

（1）「ホットスポットと除染問題」について

ア 抗告人らは、郡山市内の小中学校に数多くホットスポットがあるとして、校舎の屋根や屋上などを除染しなければ除染が完了しないなどと主張する（準備書面（1）16頁～27頁）。

イ しかしながら、抗告人らの主張するホットスポットの多くは、雨水等の排水溝や側溝など、児童生徒らの通常の活動領域外の場所であり、他方、校庭

の表土除去によって、児童生徒らが部活動や体育などで通常使用する領域についての空間線量が低くなつたことについては、繰り返し述べてきたとおりである（乙10から乙12まで、乙18、乙29、乙30）。

ウ そして、判明したホットスポットについては、各小中学校において、児童生徒らに対する周知などを努めており、児童生徒らがホットスポットに近づくことによる被ばくを可及的に予防している。

エ さらに、後記の児童生徒の個人積算線量結果から明らかなように、実際の児童生徒らの被ばく線量は、限りなく低くなつており、相手方郡山市の実施した各種除染事業が一定の効果を有していることは明らかである（第3の2（2））。

オ したがつて、今後、ホットスポットの解消という、さらなる除染の余地があるとしても、抗告人らの生命身体に対する具体的危険を認める程度に、除染が不十分であるとはいえない。

（2）「学校外の遊び場と除染に伴う仮置き場問題」について

ア 抗告人らは、郡山市線量低減化活動支援事業として市民協働で実施した除染活動による除去土壤の仮置き場の設置及び管理に問題がある旨主張する。

イ しかし、抗告人らは、放射性物質汚染対処特別法の施行規則第58条2号、3号違反を主張するようであるが、上記仮置き場は、除染実施区域である郡山市の土地の除去土壤を、除染を実施した土地において保管するものであり、同条2号但書、3号但書に該当し、法律違反はない（乙31頁14参照、乙37、38）。

ウ そして、市民協働による除染による除去土壤は、各仮置き場に地下埋没させており、仮置き場の空間線量が周辺環境と同等の水準になるように十分注意しており、児童生徒らの外部被ばくの可能性が低くなるように配慮している（乙31頁13、14）。

3 「内部被ばくの問題」について

- (1) 抗告人らは、学校給食における検査体制には不備がある旨主張し、学校給食による内部被ばくの危険を主張するが、いずれも給食の検査の信用性を疑わせるものではない。
- (2) さらに、相手方郡山市は、平成24年度の2学期から、自学給食校64校すべてに、放射性物質の検査機器を導入し、放射性物質の測定を各学校ごとに実施することが決まっており、給食の検査体制は一層強化されるので、内部被ばくの危険はより低減される（乙39）。
- (3) また、内部被ばくについては、福島県が行ったホールボディカウンターチェックが一つの参考になると思われるが、平成23年10月末時点で、対象者608人のうち、セシウム134及び137による預託実効線量¹が1mSv以下の方が99.7%を占め、1mSv以上の方の中でも最大値は3.5mSv未満にとどまっており、日本人が食品から受ける自然放射線量の平均値である年間約0.41mSvであることを考慮すれば、内部被ばくを考慮しても、抗告人らの生命身体に対する具体的危険までは認められない（乙35、頁14、15）。

4 小結

以上のとおり、相手方郡山市が、抗告人らに対して学校教育を実施することによる、生命身体に対する具体的危険が迫っているとはいえない。

第2 当事者適格について

1 抗告人A1, A2, A8, A11について

- (1) 抗告人A1, A2, A8, A11は、それぞれ通学していた郡山市立の中学校を平成23年3月に卒業しているので、相手方郡山市に対する被保全権利はなく、債権者としての当事者適格がない。

¹ 体内に放射性物質を摂取後の内部被ばくの実効線量。成人の場合は、摂取後50年間、子どもは70歳までを預託期間とし、摂取した年の被ばく線量とみなす。乙35頁14脚注26）

(2) なお、相手方郡山市の答弁書第5、7(3)(16頁)における「A3」の記載は誤りであり、正しくは「A8」であるので、訂正する。

2 抗告人A3, A6, A7について

(1) 現在、抗告人A3は中学2年生、抗告人A6は小学6年生、A7は小学4年生のはずであるが、いずれも相手方郡山市の教育委員会で確認したところ、郡山市立の小中学校に学籍がなく、相手方郡山市は、A3, A6, A7らに小中学校教育を実施していない。

(2) したがって、相手方郡山市に対する被保全権利はなく、債権者としての当事者適格はない。

3 小結

県外に転出した抗告人A4, A5について、相手方郡山市に対する被保全権利はなく、債権者としての当事者適格がないことは、答弁書で主張したとおりであり、本件で実質審理すべき抗告人は、郡山市立の中学校に通学するA12のみである。

第3 抗告人らの生命身体に対する具体的危険性について

1 被ばくによる健康影響に関する科学的知見と国際的合意

(1) 抗告人らは、低線量被ばくの健康被害のリスクについて、「LNT仮説、閾値なし」は現代科学の到達点であるとして、低線量被ばくの危険性を主張する(準備書面(1)7~11頁)。

(2) しかし、相手方郡山市は、ICRPなどが「閾値なし」モデルを採用していること自体は何ら争っておらず、国際的に合意されている科学的知見によれば、100ミリシーベルト(以下、「mSv」とする。)以下の放射線量による晩発性障害の発生確率について、実証的な裏付けはないが、放射線防護や放射線管理の対象から、ICRPなどでは広く「閾値なし」モデルが採用されていることを、抗告人らの被保全権利を基礎づける程度の生命身体に対する具体的危険、及びその保全の必要性までは認められないとの主張の中で論じているのである

(乙35, 36)。

- (3) このような国際的に合意されている科学的知見及び、これら知見によったとしても、現在の福島県における避難指示の基準である年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発ガン要因によるリスクと比べても十分に低い水準であることは、上記ワーキンググループの報告書からも明らかである（乙35頁13～20等）。
- (4) そして、郡山市は、避難指示区域外である上、後記のとおり、抗告人らの小中学校の放射線量は、年間ほぼ1mSv前後になっている以上、抗告人らの健康リスクは一層低いといえる。
- (5) また、UNSCEARやWHO、IAEA等国際機関における合意として、チェルノブイリ原発事故により、子どもを含め一般住民では、白血病等他の患者の増加は、科学的に確認されていない（乙35、頁6, 7）。

2 郡山市における放射線量、個人積算線量測定結果

- (1) 抗告人らの小中学校における放射線量等について
- 抗告人らの小中学校における校庭や教室内の放射線量及び学校教員が実施した簡易型積算線量によるモニタリング結果は、これまで主張してきたとおりである（乙10から乙12まで、乙18、乙29、乙30）。
- (2) 個人積算線量測定結果
- ア 以上に加え、相手方郡山市は、平成23年10月5日から、現在に至るまで全4回にわたり、一定期間、郡山市内の小中学校に通う児童生徒の希望者に対して、個人積算線量計（クイクセルバッジ）を配布し、児童生徒らの被ばく量について、学校内外を問わず隨時測定し、1時間当たりの平均被ばく線量等を計測し、郡山市のHP上で公表している（乙40ないし42）。
- イ これらの測定結果をまとめたものは、別紙1のとおりであり、一時間当たりの平均被ばく量は、直近の測定では0.095マイクロシーベルト（以下、「 μ Sv」とする）に止まっており、年間追加被ばく線量も直近の測定では

0. 83 mSvと計算される（乙43）。

ウ また、小中学校における屋外活動制限であるいわゆる「3時間ルール」が解除された以降の平成24年5月21日から同年6月24日までの期間における、抗告人らが通っていた小中学校生の測定結果をまとめたものは、別紙2のとおりであり、各学校の一時間当たりの平均被ばく量は、いずれも $0.10 \mu\text{SV} \sim 0.12 \mu\text{SV}$ となっており、各学校の年間追加被ばく線量は $0.83 \text{mSv} \sim 1.04 \text{mSv}$ と計算される（乙44）。

エ したがって、抗告人らの年間追加被ばく量は、ほぼ 1mSv 前後といえるので、実質的にはすでに抗告人らが求めている教育環境を満たしているといえる。

3 小結

以上より、抗告人らの被保全権利を基礎づける程度の生命身体に対する具体的危険、及びその保全の必要性までは認められない。

第4 結語

(1) 相手方郡山市は、引き続き、児童生徒らが安心して教育を受けられるように、児童生徒らの安全に配慮し、郡山市内における除染措置、各種健康調査、食品検査等の各種事業を実施していく予定であり、福島県や国も、これら事業をサポートしている（乙35、36参照）。

(2) したがって、相手方郡山市は、引き続き、児童生徒らの安全について十分に配慮した行政を実施していく予定であるが、抗告人らの被保全権利を基礎づける程度の生命身体に対する具体的危険及びその保全の必要性までは認められない。

以上

個人積算線量計測定結果比較

| | 測定期間 | 測定対象者数 | 実施率 | 最高値 (mSv) | 最低値 (mSv) | 平均値 (mSv) | 1時間当たりの 平均被ばく量 (μ Sv) | 1日当たりの 平均被ばく量 (mSv) | 年間推計 平均被ばく量 (mSv) |
|----------------------------------------------|-------|---------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 平成23年度 第1回 (平成23年10月5日～ 平成23年11月6日) | 33日間 | 25,551人 | 86% | 0.45 | 0.01 | 0.12 | 0.151 | 0.0036 | 1.33 |
| 平成23年度 第2回 (平成23年11月7日～ 平成24年1月9日) | 64日間 | 24,115人 | 81% | 1.31 | 0.01 | 0.17 | 0.111 | 0.0027 | 0.97 |
| 平成23年度 第3回 (平成24年1月10日～ 平成24年2月29日) | 51日間 | 22,287人 | 75% | 1.83 | 0.01 | 0.13 | 0.106 | 0.0025 | 0.93 |
| 累積 | 148日間 | 21,735人 | (1回目から3回目を 継続して測定した人) | | 2.22 | 0.03 | 0.42 | 0.118 | 0.0028 |
| 平成24年度 第1回 (平成24年5月21日～ 平成24年6月24日) | 35日間 | 13,093人 | 47% | 0.49 | 0.01 | 0.08 | 0.095 | 0.0023 | 0.83 |
| 備考 | | | 企小中学生 27,755人のう ち希望者 | | | | | | |

教育活動差止等仮処分申立対象校における個人積算線量測定結果

| 学校名 | 1回目 | | | |
|--------|------|--------------|------------|--------------|
| | 測定者数 | 平均値 (mSv) | μ Sv/h | 年換算 (mSv) |
| 1 郡山市立 | 375 | 0.09 | 0.11 | 0.94 |
| 2 郡山市立 | 288 | 0.08 | 0.10 | 0.83 |
| 3 郡山市立 | 129 | 0.1 | 0.12 | 1.04 |
| 4 郡山市立 | 68 | 0.09 | 0.11 | 0.94 |
| 5 郡山市立 | 275 | 0.08 | 0.10 | 0.83 |
| 6 郡山市立 | 296 | 0.09 | 0.11 | 0.94 |
| 7 郡山市立 | 193 | 0.09 | 0.11 | 0.94 |